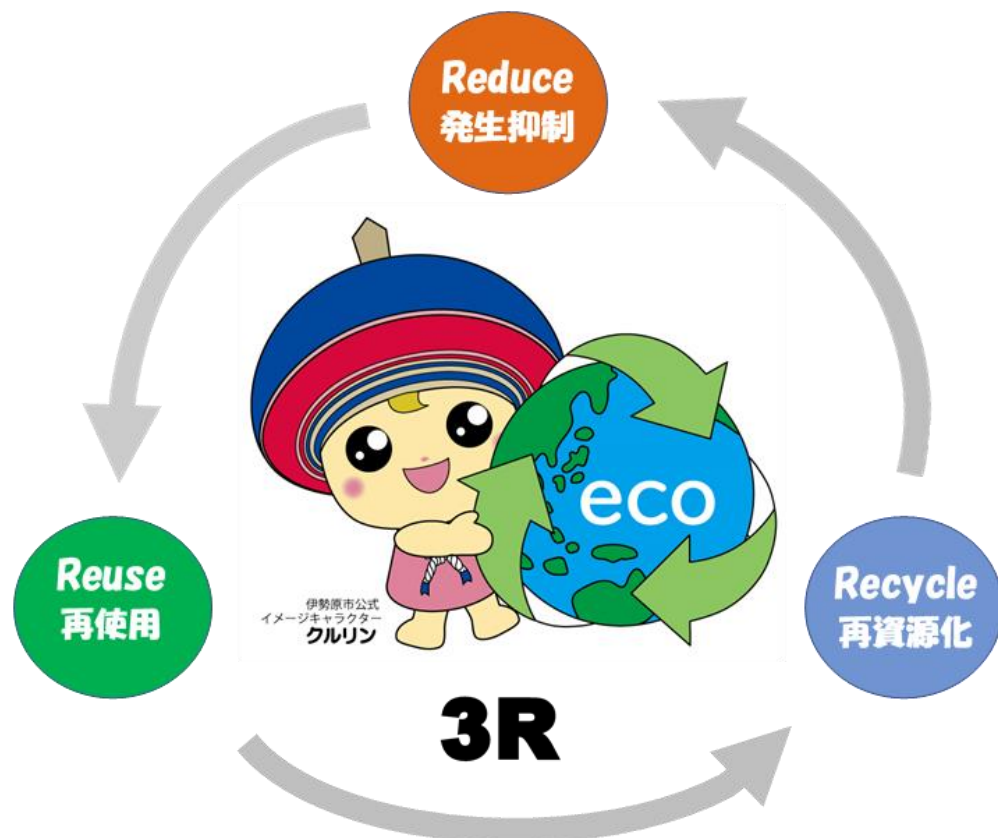


事業系ごみ 適正処理及び減量化・資源化の手引き



目 次

1	事業者の皆様へ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	廃棄物の区分・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	事業系一般廃棄物の処理方法・・・・・・・・	5
5	多量排出事業者・・・・・・・・・・・・・・・・	7
6	事業系ごみの搬入状況調査・・・・・・・・	9
7	事業所における減量化・資源化の推進及び取組・・	10

令和7年4月改定

伊勢原市清掃リサイクル課

1 事業者の皆様へ

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会は、私たちの生活を豊かにした一方で、地球温暖化やオゾン層の破壊など地球環境にさまざまな負荷を与え続けてきました。

これまでの社会のあり方やライフスタイルを見直し、物質の循環利用を促進していくことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を軽減する「循環型社会」を実現することが必要とされています。

このように社会全体で持続可能な社会の形成に向けた機運が高まる中、本市においても2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロと、気候変動に強いまちを目指す「ゼロカーボンシティいせはら」を宣言しています。

また、循環型社会形成推進基本法をはじめ廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」）、家電リサイクル法、食品リサイクル法など、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けたごみの減量化・資源化を推進するための法整備が進み、それとともに事業者の責任が強く求められるようになっていきます。

2 事業者の責務

廃棄物処理法及び伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例では、事業活動に伴って発生する廃棄物を自らの責任で適正に処理することや廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めることを義務づけています。

事業系ごみについては排出者である事業者には処理責任があります

【適正処理】 自らの責任において処理を行うか、業者に委託して、適正に処理すること。

【3Rの推進】 発生抑制、排出抑制、再使用、再利用を行い減量化に努めること。

【国や地方公共団体への協力】 ごみの減量化、適正処理等について、施策に協力すること。

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

◆伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化及び資源化に努めるとともに、廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及びポイ捨て等の防止に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

3 事業者は、ポイ捨て等を防止するため、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において、清掃活動の充実に努めなければならない。

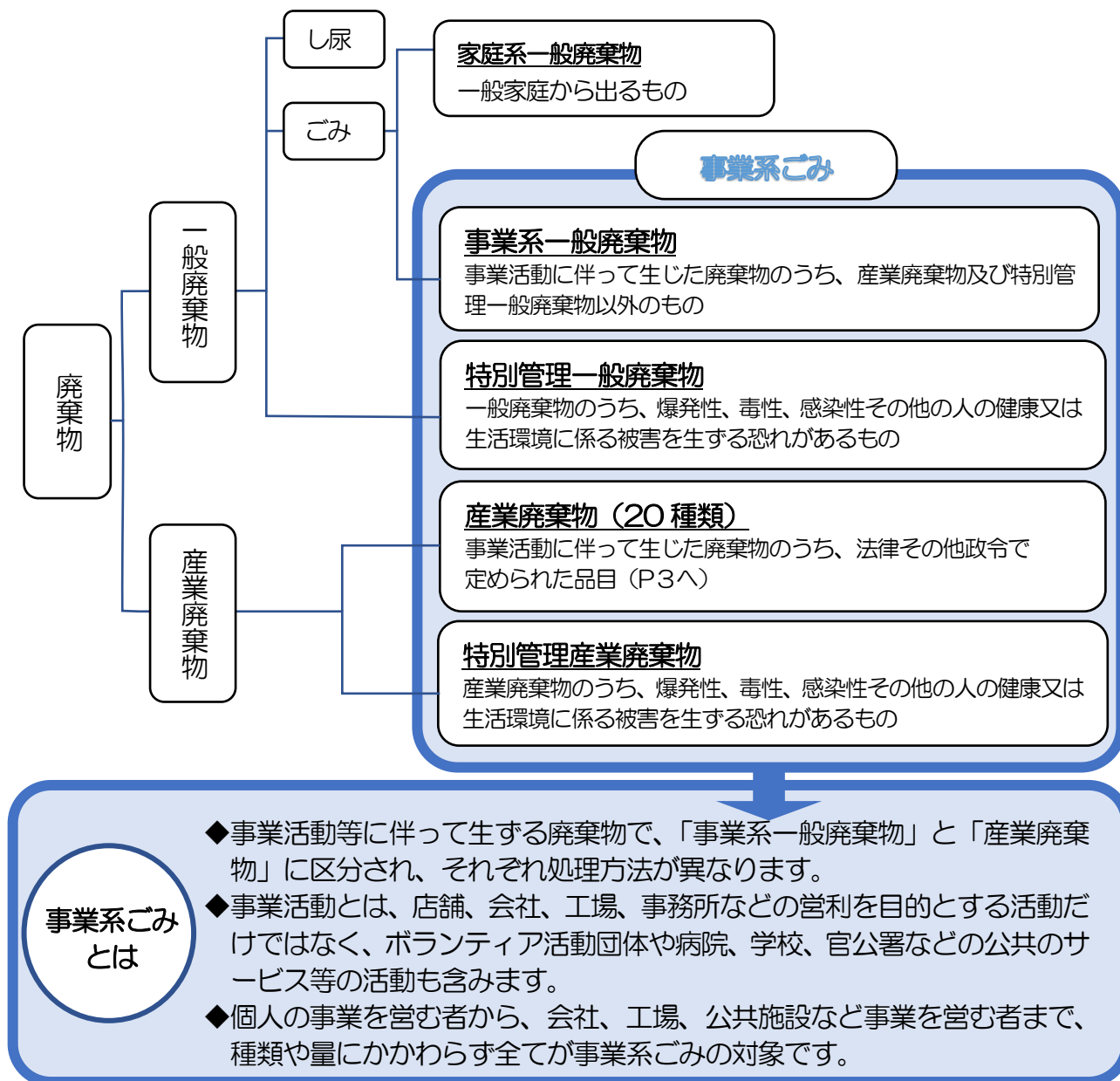
（事業者の自己処理責任等）

第16条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により、適正に処理しなければならない。

3 廃棄物の区分

事業系ごみは、事業活動等に伴って生ずる廃棄物で、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」の2種類に大別され、事業系ごみのうち、法令で定められた20種類の廃棄物が「産業廃棄物」、それ以外のものが「事業系一般廃棄物」です。

※事業系一般廃棄物の処理方法については、P5を参照してください。



※集積所に事業系一般廃棄物（伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例第18条を除く）や産業廃棄物を出した場合、不法投棄として罰せられます。

違反した場合、廃棄物処理法により排出事業者へは、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又はこの併科となります（法人の場合は3億円以下の罰金）。

ごみの種類によって所管官庁が異なります。

産業廃棄物→神奈川県

神奈川県が許可した業者への委託等により処理する事となります。詳しくは、神奈川県にお問い合わせください。

一般廃棄物→伊勢原市

事業系一般廃棄物は、伊勢原市が許可した業者への委託や排出者自らがはだのクリーンセンターへ持ち込む自己搬入等により、処理する事となります。

◆産業廃棄物とは

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、次の20種類をいいます。

※市の処理施設では受け入れることはできません。

【全ての業種に該当する廃棄物】

種 類	主なもの
①燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却残さ
②汚 泥	メッキ汚泥、水洗ブースかす、廃白土、建設廃泥水
③廃 油	廃潤滑油、廃切削油、廃エンジンオイル、食用油、ラード、鉱物油
④廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、すべての酸性廃液
⑤廃アルカリ	写真現像液、排ガス洗浄廃液、苛性ソーダ液、すべてのアルカリ性廃液
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、発泡スチロール等の緩衝材類、PPバンド、弁当等の容器、ビニール袋、合成皮革くず、廃タイヤ、廃ペットボトル
⑦ゴムくず	天然ゴムくず
⑧金属くず	空きかん、一斗缶、スクラップ、切削くず、ブリキくず、鉄鋼
⑨ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず	空きびん、コップ等ガラス類、茶碗・植木鉢等の陶器類、レンガ製品くず、セメント製品くず（コンクリートくずについては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）
⑩鉱さい	スラグ、ノロ、鋳物廃砂、サンドブラスト廃砂
⑪がれき類	コンクリート破片等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの）
⑫ばいじん	ばい煙発生施設等の集じん施設で捕捉したもの

【指定された業種のみ該当する廃棄物】

種 類	主なもの
⑬紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、製本業、ポリ塩化ビニフェル（PCB）が塗布され又は染み込んだもの
⑭木くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、木材又は木製品製造業、物品賃貸業にかかわるもの（リース後の木製家具等）、貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む）、ポリ塩化ビニフェル（PCB）が染み込んだもの
⑮繊維くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）、ポリ塩化ビニフェル（PCB）が染み込んだもの
⑯動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物にかかる固形状の不要物（例：あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等）
⑰動物系固形 不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
⑱動物のふん尿	畜産農業（畜舎廃水を含む）
⑲動物の死体	畜産農業
⑳その他	政令第2条第13号に定めるもの 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固形化物等）

間違いやすいごみ これらは、産業廃棄物です。



プラスチック

家庭から出るプラスチックのうち、容器包装プラスチックやペットボトルは資源物、その他ゴム手袋などは燃やすごみとしています。

一方、事業所の場合は、全てのプラスチック類が産業廃棄物となるため、燃やすごみには混ぜないでください。

例：お菓子の袋や弁当のプラ容器も産業廃棄物です。

事業所では、全て産業廃棄物



家庭では、「容器包装プラスチック」



家庭では、「ペットボトル」



家庭では、プラスチック製品は「燃やすごみ」



電化製品 (家電リサイクル法対象品目を除く)

産業廃棄物

(廃プラスチック類・ガラスくず・金属くずなどの複合物)

飲料用缶や一斗缶など



産業廃棄物 (金属くず)

蛍光灯



産業廃棄物

(金属くず・ガラスくずの複合物)

電池



産業廃棄物

(金属くず・汚泥の複合物)

家電リサイクル法対象品目 (テレビ・エアコン・冷蔵(凍)庫・洗濯機・衣類乾燥機)

①買い替えしたお店や過去に購入したお店で引き取りできるか確認してください。

②その他の方法

郵便局で家電リサイクル券を購入し、自己搬入で指定引取場所まで運搬又は、収集運搬業者へ依頼してください。

※業務用機器は、家電リサイクル法の適用はありません。業務用機器かどうかや家電リサイクル券の費用については、家電リサイクル券センター (Tel:0120-31-9640) にご相談してください。

近隣の指定

引取場所

●トナミ首都圏物流株・湘南流通センター 海老名市門沢橋 6-8-41 Tel:046-237-2021

●西濃運輸株・茅ヶ崎指定引取場所 茅ヶ崎市今宿 822-4 Tel:0467-87-1305

パソコン本体・ディスプレイ

製造メーカーによる自主回収、リサイクルが実施されており、回収方法や料金などは、直接メーカーにお問い合わせください。

※パソコンに関しては、パソコン3R推進協会 (Tel:03-5282-7685) にご相談ください。

4 事業系一般廃棄物の処理方法

①資源として活用する

◆資源回収業者等への引き取り依頼

分別を徹底し、びん類・缶類・紙類・布類など、資源となるものは、資源として活用する事が重要です。回収方法や引き取り価格などについては、個々の業者にお問い合わせください。

◆事業者自ら処理（自己処理）

生ゴミについては、生ゴミ処理機等を活用し、堆肥としての活用や、水などに分解したうえで排出するなどの方法があります。ごみとして排出しない処理方法を検討してください。

②ごみとして処理する

◆事業者自ら「はだのクリーンセンター」へ搬入（自己搬入）

排出者自らがはだのクリーンセンターへ運ぶ方法です。自己搬入の場合、搬入量に応じたごみ処理手数料をはだのクリーンセンターにて支払います。また、搬入できるごみは、燃やすごみに限られます。

処理施設に搬入する際には、リサイクルできないこと及び搬入基準にあった大きさ（1辺の長さが50 cm未満）であることを確認してください。

※産業廃棄物は、はだのクリーンセンターに搬入できません。

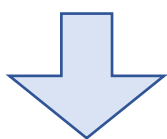
①清掃リサイクル課にて搬入承認書を受領する

住所：伊勢原市神戸 378 番地 環境美化センター

電話：0463 - 94 - 7502

受付：月曜～土曜日（日曜日、年末年始を除く）

午前 9 時～11 時 00 分、午後 1 時 30 分～4 時



搬入承認書がないと搬入できません。
必ず環境美化センターに来所ください。

②はだのクリーンセンターへ搬入

住所：秦野市曾屋 4 6 2 4 番地

電話：0463 - 82 - 2500

処理手数料：10 kg 当たり 290 円（令和 7 年 4 月現在）



◆一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託（業者委託）

- ・ごみの収集・運搬及び処分を委託する場合は、市から許可を受けている業者に委託しなければなりません。（次ページ参照）
- ・収集時間、曜日、収集量、収集回数、収集場所などの調整は、業者に相談してください。
- ・テナントに入居している場合等は、建物のオーナーや管理会社に、また、個々の事務所、店舗等の場合には、加入している商店会や組合等に相談し、一括して委託できれば効率的です。

一般廃棄物収集運搬許可業者 50 音順（令和4年9月現在）

事業者名	本社所在地	連絡先	取扱 廃棄物	産廃 有無
収集運搬許可業者（市内・一般ごみ）				
秋山興業（株）	伊勢原市上粕屋 299	0463-95-4381	一般ごみ	○
山王総合（株）	伊勢原市田中 141 イタビル5F	0463-95-7700	一般ごみ	○
（有）清水商店	伊勢原市沼目 5-17-24	0463-94-3453	一般ごみ	○
（有）タチオ力商会	伊勢原市下糟屋東三丁目 14 番地	0463-93-7716	一般ごみ	○
収集運搬許可業者（市外・一般ごみ）				
（株）アオイ	厚木市水引 1-4-6	046-224-8661	一般ごみ	○
（有）青木商店	平塚市中堂 15-12	0463-25-1138	一般ごみ	○
（株）イイダ	秦野市曾屋 961	0463-82-4352	一般ごみ	○
市栄産業（株）	静岡県富士市伝法 3752-3	0545-52-5516	一般ごみ	○
（株）稲元興業	秦野市戸川 929-9	0463-75-5115	一般ごみ	○
（株）イワコー	川崎市川崎区浅野町 5-16	044-355-0161	一般ごみ	○
神奈川環境開発（株）	平塚市中堂 16-11	0463-21-4792	一般ごみ	○
カナキン（株）	平塚市東八幡 3-1-1	0463-91-1717	一般ごみ	○
（株）神奈中商事	平塚市東八幡 3-15-3	0463-27-2201	一般ごみ	○
（株）共栄商社	藤沢市打戻 2073	0466-48-1888	一般ごみ	○
（株）クリーンサービス	平塚市大神 2545-1	0463-54-4965	一般ごみ	○
（有）小巻環境サービス	秦野市平沢 240-1	0463-84-7082	一般ごみ	○
相模原紙業（株）	相模原市中央区南橋本 1-18-15	042-773-3508	一般ごみ	○
（株）セクメット	秦野市戸川 115	0463-74-1155	一般ごみ	○
中央カンセー（株）	厚木市恩名 1-11-31	046-221-1102	一般ごみ	○
（有）長澤商事	厚木市金田 996	046-294-3196	一般ごみ	○
（株）成瀬	秦野市渋沢 1-13-28	0463-88-1279	一般ごみ	○
収集運搬許可業者（市外・一般ごみ（木くず））				
（株）グリーントーカーズ	横浜市中区不老町 3-14-2-506	045-227-2135	一般ごみ （木くず）	○
（株）マルトシ	千葉県東金市山田 1315-1	0475-50-3701	一般ごみ （木くず）	○

※事業系一般廃棄物を収集運搬できる業者は、「廃棄物処理法」第7条第1項の規定に基づき、伊勢原市長の許可を受けた許可業者一覧（50音順）にある一般廃棄物収集運搬許可業者に限られます。

※必ず許可を受けている業者に委託し、適正に処理してください。

5 多量排出事業者

◆多量排出事業者とは

1 カ月におおむね2トン以上の事業系一般廃棄物を市の処理施設に搬入している事業者です。市条例、規則で規定しています。

◆多量排出事業者に対する指示等

- 多量排出事業者の排出する廃棄物が、市の一般廃棄物処理計画に影響があると認められるときは、一般廃棄物の種類、発生量、減量化・資源化の方策等を記載した「減量化等計画書」の提出を要請します。市条例、規則で規定しています。
- 多量排出事業者に該当する事業所については、定期的に市職員が訪問して分別や発生抑制の取組状況について調査、確認します。

◆伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例

(多量排出事業者に対する指示等)

第12条 市長は、事業系一般廃棄物の多量の排出により、本市の一般廃棄物処理計画に著しい影響があると認めるときは、当該事業系一般廃棄物を多量に排出する者(以下「多量排出事業者」という。)に対し、減量化、資源化等を図るよう指示することができる。

2 多量排出事業者は、前項の規定による指示を受けたときは、事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書(以下「減量化等計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

3 多量排出事業者は、前項の減量化等計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

◆伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例等施行規則

(多量排出事業者)

第2条 条例第12条第1項に規定する多量排出事業者は、1箇月に2トン以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者とする。

2 条例第12条第2項に規定する減量化等計画書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業系一般廃棄物の発生量並びに種類及びその種類ごとの数量の見込み
- (2) 事業系一般廃棄物のうち再生利用等資源化するものの種類、数量及び資源化委託先並びに再生品名
- (3) 事業系一般廃棄物のうち減量化できるものの種類及び数量並びに減量化の方法
- (4) その他減量化、資源化等の計画

◆減量化等計画書について

事業系一般廃棄物の処理に関する実績並びに減量化及び資源化に関する計画書を毎年度ごとに作成し、郵送又は持参で、清掃リサイクル課に提出してください。様式は、市ホームページにてダウンロードできます。

※記載方法は、次ページを参照してください。

記載例

事業系一般廃棄物減量化及び資源化計画書（令和 年度）

伊勢原市長

令和〇〇年 〇月〇〇日

住所
伊勢原市田中〇〇-〇〇
事業所名
株式会社 〇〇〇〇
代表者名
伊勢 花子
電話番号
〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
[法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称、代表者名]

・廃棄物管理責任者を置いていない場合は、清掃管理責任者を記入
(清掃委託業者や廃棄物収集業者ではありません)
・確認事項等の際に担当者へ連絡いたします。

減量化及び資源化計画書を作成しましたので、伊勢原市ごみ処理等の規定により、次のとおり提出します。

廃棄物管理責任者	(所 属)	前年度処理量(実績)				今年度(4/1～3月末まで)のごみ処理量を記入				(氏 名)	伊勢 太郎	(電話番号)	処 理 方 法	廃棄物を収集・回収後の処分先を記入	
		発生量 (A) (t)	資源化量 (B) (t)	発生量 (C) + (D) (t)	資源化量 (C) (t)	発生量 (D) (t)	資源化量 (D) (t)	委託業者の名称 収集運搬業	資源回収業						処分先
一 般 廃 棄 物	紙 A 用 紙	5.65	0	5.65	0	6.75	0	6.75	〇〇紙業	〇〇紙業	〇〇紙業	〇〇紙業	〇〇紙業	〇〇紙業	〇〇紙業
	新聞・本・雑誌	0.03	0	0.03	0	0.03	0	0.03	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収
	段ボール	132.42	0	132.42	0	140	0	140	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収
	雑紙	30.56	0	30.56	0	30.5	0	30.5	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇
	その他()	0	0	0	0	0	0	0							
	塵芥類(食品残渣)	20	6.5	13.5	19.32	3.55	15.77	15.77	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇
参 考	燃やすごみ	93.25	93.25	0	87.66	87.66	0	87.66	0	0	0	0	0	0	0
	その他()	0	0	0	0	0	0	0							
	空き缶	281.91	99.75	182.16	284.26	91.21	193.05	193.05	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収	自社回収
	空きびん	3.25	3.25	0	3.64	3.64	0	3.64	0	0	0	0	0	0	0
	ペットボトル	18.56	18.56	0	17.58	17.58	0	17.58	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック類	5.2	5.2	0	6.5	6.5	0	6.5	0	0	0	0	0	0	0
その他()	0	0	0	0	0	0	0								
合 計	311.27	99.75	211.52	314.68	91.21	223.47	223.47								
今後取り組みとうとする減量化資源化等の計画															

例：紙類の分別の徹底と資源化／食品残渣の脱水の徹底／包装材の使用抑制／社員教育の徹底 など

6 事業系ごみの搬入状況調査

伊勢原市では事業系一般廃棄物収集運搬業の許可業者が、はだのクリーンセンターへ搬入する事業系一般廃棄物について、次のとおり搬入状況調査を実施しています。

目 的

はだのクリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物について、他市町村のごみや焼却不適物の混入、積載量の超過、排出事業者の確認等について調査することを目的とします。

調 査 場 所

はだのクリーンセンター（焼却炉前のプラットフォーム）

違反者に対する指導

搬入に対し改善を促す文書による指導を行い、場合により改善計画書及び改善報告書の提出求めます。

また、重大な違反が見受けられた場合には文書による勧告を行い、それでもなお改善がされない場合には、搬入の停止、さらには許可の取り消しを行う場合があります。



7 事業所におけるごみの減量化・資源化の推進及び取組

廃棄物は、適正に処理することも大切ですが、まずは“出さない”ことが第一です。
そのためには、一人ひとりが 3R について意識を持ち、事業所全体で協力して取組むことが重要です。

ごみの減量化・資源化を推進するための体制の整備

◆現状の把握

- ・ごみの種類や量の把握
- ・資源化物の処理状況の把握
- ・職場内のごみ減量の意識調査

◆減量化・資源化の目標設定及び推進

- ・どのごみをどのように減らせるか、具体的な取組方法を考えましょう。
- ・具体的にどれくらいごみを減らせるか決めましょう。
- ・目標設定に従い、できることから始めましょう。
- ・具体的な取組方法について従業員への周知と実践を徹底しましょう。

◆目標の点検と見直し

- ・ごみの種類、量を継続的に把握しましょう。
- ・ごみの減量効果、取組状況を点検し、問題点を抽出し改善しましょう。
- ・顧客や利用者向けに取組内容や減量状況をPRし、ごみの減量化の輪を広げましょう。

ごみの減量化・資源化の取組

◇紙類の排出抑制・資源化

- ・両面印刷や紙の裏面使用の促進
紙資源を有効利用するためにも、紙の裏面をメモ用紙に使うなど再使用を心がけましょう。
- ・リサイクルボックスの活用
分別用のリサイクルボックスを設置し、古紙のうち資源になるもの（新聞・雑誌・段ボール・OA紙など）を分別し、有効活用しましょう。
- ・その他
紙類の排出量が少ない場合には、同じビルや近隣の事業所、商店会等と相談し、共同で回収業者に依頼しましょう。



◇びん・缶類の排出抑制・資源化

- ・繰り返し使えるリターナブル容器を選びましょう。
- ・納入業者に引き取りを依頼しましょう。
- ・分別して回収業者に依頼しましょう。
- ・量が少ない場合には、同じビルや近隣の事業所、商店会等と相談し、共同で回収業者に依頼しましょう。

事業系一般廃棄物の多くは「食品廃棄物」、つまり、「生ごみ（不可食部＋食品ロス）」です。堆肥などへ資源化するなど、ごみにしない工夫をしましょう。

食品廃棄物・食品ロス削減に関する法律や目標

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的としています。食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」では、業種別【食品関連事業者（製造・卸売・小売・外食）】に再生利用等実施率が設定されています。

食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組む、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図ることを目的としています。

SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））

SDGs は、2015 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、国際的な開発目標のことです。

目標 12 のターゲット：12.3 では次のとおり設定されています。

2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。

◆ごみにしない工夫

- ・食品の製造、加工又は調理の過程において、発注数などの管理を行い、食品廃棄物そのものの発生を抑制しましょう。
- ・賞味期限が近くなった食品や製造工程で発生する規格外品などをフードバンクへ寄付する等、できる限り食品として活用しましょう。
- ・生ごみの 7 割が水分と言われており、水分を減らすことが生ごみの減量に最も効果があります。生ごみを捨てる前には「水切り」、「乾燥」等により減量を心がけましょう。
- ・食品廃棄物発生抑制の取組事例（下記）の導入を検討しましょう。

「てまえどり」の推進

食品小売店舗などを利用する消費者が、買ってすぐに食べるなら、商品棚の手前にある商品を積極的に選ぶ、エシカル消費（社会や環境に配慮した購買行動）の 1 つ。

神奈川県「てまえどり」ダウンロードページ（神奈川県）

URL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/p3k/temaedori.html>



「3010（さんまるいちまる）運動」の推進

宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンです。



乾杯後 30 分とお開き 10 分前は自分の席に戻り、再度料理を楽しみましょう、と呼びかけ、食品ロスを削減する。3010 運動普及啓発用三角柱 POP ダウンロードページ（環境省）

URL：<http://www.env.go.jp/recycle/food/3010pop.html>

「持ち帰り容器」の活用

飲食店などで食べ残した料理を持ち帰り、食品ロスの削減につなげましょう。

(食中毒など衛生上のリスクを十分理解した上で消費者の自己責任の範囲で行いましょう)
ごみにしない工夫をしても、食品廃棄物が発生してしまったら…

◆食品廃棄物のリサイクルの導入を検討

食品廃棄物をリサイクルする主な方法は

- ・生ごみ処理機を導入し、自社で処理する

生ごみ処理機等は、さまざまなタイプがあります。微生物により堆肥化するバイオ式や、生ごみを加熱し水分を飛ばし減量化する乾燥式のものがあります。

- ・生ごみをリサイクルできる業者を利用する

代表的な方法として、食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」の利用があります。「登録再生利用事業者」が行う実際のリサイクルには、飼料化、肥料化、油脂化、メタン化、炭化、油脂製品化などがあります。

減量化・資源化の取組によるメリット

□企業のイメージアップ

地球環境問題に大きな関心が高まっている中、企業全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、CSR（企業の社会的責任）活動の一部となり、企業イメージの向上、企業経営基盤の安定化等、企業価値の増大に役立ちます。

□従業員の意識改革

ごみを出さない職場、製品づくりを目指すことは、組織や製造工程の合理化等見直しのきっかけになり、職場の一人ひとりの意識啓発につながります。

□コストの削減

ごみを減量していくことで、ごみにかかるコスト等が削減できます。また、有価物の売却収益の拡大も図ることができます。

□環境の保全

ごみの減量化の取組により、資源保全、省エネルギー、汚染物質の削減など、次世代へ良い環境を残していくことができます。

●お問い合わせ●

●一般廃棄物に関すること

伊勢原市 経済環境部 清掃リサイクル課

電 話：0463-94-7502

FAX：0463-92-4717

●産業廃棄物に関すること

神奈川県 湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課

電 話：0463-22-2711



事業系ごみ適正処理及び減量化・資源化の手引き

伊勢原市 経済環境部 清掃リサイクル課 作成

〒259-1138 神奈川県伊勢原市神戸378番地

電話：0463-94-7502 FAX：0463-92-4717